

目的

この時期は日没が早く、夕暮れ時から夜間にかけて高齢者の交通事故が多発する傾向にあることから、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材用品の着用を推進するとともに、高齢運転者の交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

11月1日（木）から11月30日（金）まで（1か月間）

重点

- 1 高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発

重点に関する主な推進項目

① 高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

- (1) 高齢者の交通事故防止のための実施内容
 - ア 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
 - イ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- (2) 高齢運転者の交通事故防止のための実施内容
 - ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
 - イ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称:サポカーS）の普及啓発
 - ウ 運転適性相談窓口の積極的な周知及び身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等による相談窓口利用の促進
 - エ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援策の広報啓発による自主返納の促進
 - オ 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
 - カ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

② 高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発

- (1) 各種広報媒体を活用した意識啓発の実施内容
 - ア 運転者から発見されやすい反射材付きのウェアや靴、明るい目立つ色の衣服等の着用及びキーホルダーやシールなど、反射材用品の着用促進による夜間歩行中の交通事故防止について各種広報媒体を活用した広報啓発活動の促進
 - イ 夕暮れ時の早め点灯、全ての座席におけるシートベルトの着用義務の周知徹底など、高齢者の交通事故防止に関する効果的な広報の実施
- (2) 自動車運転者に対する実施内容
 - ア 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行
 - イ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
 - ウ 横断歩道における歩行者優先と、シルバーゾーンや高齢者が多く通行する場所における減速・徐行など、高齢者等に対する思いやりのある運転の促進
 - エ 「高齢運転者標識（高齢者マーク）」を付けた自動車に対する保護義務の実践